

平成19年第6回新宿区情報公開・個人情報保護審議会

平成20年1月25日（金）午後2時
新宿区役所本庁舎6階 第2委員会室
司会：寄本会長

I 開会

II 議事

- 1 資料 5 (第5回) 新宿区精神科病院入院患者実態調査について
- 2 資料 1 生活保護システムの再構築について
- 3 資料 2 「ふらっと新宿」ホームページ・通信販売システムの開設について
- 4 資料 3 後期高齢者医療制度における保険料のコンビニ収納について
- 5 資料 4 後期高齢者医療制度における外国人登録情報の目的外利用の項目追加について
- 6 資料 5 後期高齢者医療制度における限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受領証対象者判定のための国民健康保険情報の目的外利用について
- 7 資料 6 後期高齢者医療制度における税務情報の目的外利用の項目追加について
- 8 資料 7 後期高齢者医療制度における葬祭費支給のための電算処理システムの導入について
- 9 資料 8 後期高齢者医療制度における被保険者に対する入院時負担軽減支援金支給のための電算処理システムの導入について
- 10 資料 9 後期高齢者医療制度における制度概要チラシ等の封入封緘委託について
- 11 資料 10 道路位置指定図等の電子化業務委託について
- 12 資料 11 建築基準法施行規則の改正に伴う指定道路図・指定道路調書作成委託について

- 13 資料 1 2 新宿子どもほっとラインの運營業務委託について
- 14 資料 1 3 在外投票システムの導入について
- 15 資料 1 4 裁判員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入について
- 16 資料 1 5 裁判員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入について
- 17 資料 1 6 後期高齢者医療制度の創設に伴う住民基本台帳の記録項目等の変更について
- 18 資料 1 7 広報紙個別ポスティング業務委託について

Ⅲ その他

Ⅳ 閉会

○寄本会長　それでは、ただいまより、平成19年度第6回情報公開・個人情報保護審議会を開催したいと思います。

まず、資料及び本日の予定につきまして、事務局の方からご説明をお願いします。

では、事務局、よろしくお願いいたします。

○区政情報課長　初めに、平成19年分の源泉徴収票についてご説明させていただきます。平成19年分の源泉徴収票を、今、皆様にお配りしました、本日の報酬の方に同封してありますので、確定申告等にご活用ください。よろしくお願いいたします。

それでは、事前にお送りした資料のご説明をいたします。前回、継続審議となりました資料5の差しかえでございませぬ「新宿区精神科病院入院患者実態調査について」と、平成19年度第6回情報公開・個人情報保護審議会資料として、資料1の「生活保護システムの再構築について」から、資料17の「広報紙個別ポスティング業務委託について」となっております。

資料7の「後期高齢者医療制度における葬祭費支給のための電算処理システムの導入について」と、資料8の「後期高齢者医療制度における被保険者に対する入院時負担軽減支援金支給のための電算処理システムの導入について」は、後期高齢者医療システムに関するものでございませぬので、一括してご説明させていただきます。

また、資料10の「道路位置指定図等の電子化業務委託について」と、資料11の「建築基準法施行規則の改正に伴う指定道路図・指定道路調書作成委託について」、そして、資料14、「裁判員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入について」と、資料15、「裁判員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入について」は、内容に関連がございませぬので、こちらもそれぞれ、一括してご説明をさせていただきます。

以上が事前配付のものでございませぬ。

机上配付の資料ですけれども、第5回の資料5、「新宿区精神科病院入院患者実態調査アンケート」の差しかえでございませぬ。

また、次回、1月30日の開催通知、それから、次第、資料18から資料29まで、それから、資料32、資料33をお配りしてございませぬ。大変申しわけございませぬが、資料30と資料31につきましては、現在、内容の調整中ではございませぬので、次回の当日に机上配付をさせていただきたいと思っております。

また、事前にお配りした次第にはございませぬが、介護保険料納付相談員が個人情報記載された書類を紛失したという事故がございませぬ。本日の審議に先立ちまして、この件について、机上に配付した「プレスリリース」の資料です、これに基づきまして最初に報告をさせていただきます。

また、新年度に向けて、審議案件が非常に多くなっております。次回、1月30日、そして、予備日いたしました2月5日につきましても、本日と同程度の案件数を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、大変申しわけございませぬが、集中したご審議のほどをよろしくお願いいたします。

また、審議の状況によりまして、次回への案件の持ち越し、または次回に審議予定の案件を繰り上げての審議をお願いする場合があります。その際はまた改めてお諮りしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○寄本会長　　ありがとうございました。

ただいまご説明ございましたように、審議案件が多数ございますので、よろしくご審議のほどお願いします。説明していただける方は簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、次第に沿ってやっていきますけれども、まず、資料につきましてのご報告をいただきます。報告者はどうぞ報告してください。

○介護保険課長　　介護保険課長の高橋と申します。

このたびは、該当の被保険者の皆様、そして、区民の皆様、介護保険制度を利用されている被保険者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、また、新宿区の個人情報の管理という観点からも信頼を失うようなことがあって、まことに申しわけございませんでした。この場をお借りしておわびをしたいと思います。

それでは、資料に基づきまして、事故の状況について報告させていただきます。

介護保険料徴収票の紛失についてということでございますが、こちらにありますとおり、1月22日、4時少し前ぐらいの時間でございましたけれども、区の非常勤の介護保険料納付相談員が、最後の訪問先から400メートル程度離れた銀行のATMに、当日徴収したお金を納入しようと、自転車に乗ってそこまで行く間に介護保険料徴収票がないことに気がつきました。なくなった徴収票は当日訪問する予定だった33人分です。当日、1時間半以上、その場を探しまして、見つからず警察に紛失届けを出しました。翌日も捜索をしたわけですが、現在のところ、見つからないという状況でございます。

そして、昨日、この状況について公表したわけでございますが、昨日の午後、この被保険者33名の方に職員が訪問いたしまして、事故の概要、状況、そして、謝罪を行うとともに、区長からの謝罪の文書をお渡ししたところでございます。訪問したうち5、6名の方が不在で、夜間にも訪問いたしまして、ご本人またはご家族等と何らかの形でお話ができている方は、現在、2名ということでございます。

そして、本当に、こちらに書いてありますような、住所、氏名、生年月日、介護保険料納付状況というような個人情報が紛失し、本当に申しわけなく思っております。

今後につきましては、個人情報の管理、取り扱いに対しての再点検ということで、情報の持ち運び方、また、管理の仕方について、介護保険課としても点検を行い、こういったことが二度と起こらないような体制をつくっていきたいと考えているところでございます。

また、こちらにも書いてありますように、該当被保険者の皆様には、区の納付相談員をかたって集金に訪れる、万が一にも、この資料が悪用されるという可能性が否定できませんので、そういったことの注意喚起、また、不審な電話等、そういったものがあつた場合はお知らせいただきたいと、二次被害が生じることの注意喚起を行っているところでございます。

以上でございます。

○寄本会長　　ありがとうございました。

何かご質問はございますでしょうか。

○鍋島委員　　何で生年月日まで入ったものをそこに持っていかなくちやいけないのかなと思ったのと、それと、これを見ていると、介護保険課だけでなく、何か、こういう集金するときには、その人の個人情報すべてを持っていくのかなと思ったものですから、少

なくとも住所と名前と、介護保険料がわかれば行けますよね。それで、やはり、こういう集金のときに、他の非常勤の方をお使いになるのであれば、やはり、ここの個人情報の範囲としては、生年月日は少なくとも、この介護保険課だけじゃなくて、ほかのところでも、生年月日はやはり持たせるべきではないのではないかなと思ったものですから。事故が起こっても、これがなければ、まあ、ある程度、それほどではないけど、生年月日がかかると、悪いことをする人は、これはとても欲しい情報なのではないかと思ったものです。

○介護保険課長 今回のことがありまして、どの範囲の情報を持っていくかということについては今後検討していかなくてはいけないと思っております。

介護保険料の被保険者は65歳以上でございます。納付交渉に当たって、こういった情報についても必要ということで持っていったわけでございますけれども、そういったことも含めて今後検討していきたいと考えております。

○鍋島委員 ほかのところでも生年月日は気をつけてほしいと思います。

○寄本会長 どうぞ、ほかにありましたら。

○あざみ委員 その持ち方、所持の仕方とか、これからきちんと強化徹底するというような、今、ご発言がありましたけれども、既にそういうものをマニュアル化していなかったんでしょうか。例えば自転車で動いているのであれば、前かごに入れずにショルダーでかけるとか、そのようなことを前に聞いたような気がするんですけど、その辺はいかがですか。

○介護保険課長 私どもの課では、その徴収用のかばんも支給して、もちろんそういったものはかばんの中に入れて、風で飛ばされるとか、そういうようなことも考えられますので、厳重に管理するということ、週1回の内勤日や、また、月1回の打合せのときには周知徹底をしていました。かばんの中に必ず入れましょうとか、そういうような細かいマニュアルがあったわけではありませんけれども、いろんな状況から考えて周知徹底はしていたつもりでしたけれども、今回、最後の訪問先から急いで集金した部分について銀行に入れたいという思いがあって、慌ててうっかりということではないかというふうに思いますけれども、今後、そういったことも含めて、考えられる、そういう事故や、そういう紛失等を考えて周知徹底していきたいと思っております。

○あざみ委員 とにかく、本当に個人情報ですから、あってはならないことが起きてしまいましたので、ちょっと今の話だけでは何が本当に原因なのかというのが少しわからない部分があるんですね。慌てていたというのは、ATMの時間を気にしていたのか、それとも大きいお金になってしまったから早く入れなきゃと思ったのか、その慌てていた原因ですね。勤務の条件が何かそこに起因しているのか、個人的に慌てるような方だったのか、よくわかりませんが、個人的な問題なのかね。根本的なことがわからないと、その再発防止というんでしょうかね、よくわからないなというふうに思うんですけども、その辺は何か、そちらはわかっていらっしゃることはあるんですか。

○介護保険課長 慌てていたという、その表現が適切だったかどうかはわかりませんが、一応、その日の活動予定は4時までということで、世帯数にすると28世帯という形なんですけれども、6時間勤務の中で、それだけ回ったり、いろんなお話をしてやっていたわけで、最後、それで、本人から話を聞いた状況では、その最後のお宅にいたときに、そこはたまたま不在だったので、先ほど、徴収票の中に、何月何日訪問、不在とか、

その経緯を書く欄がありまして、そこにその不在の記録を書いて、そのときはあったというのですが、銀行の前に自転車をとめたときにないことに気がついたということです。実際、どういう中でなくなったか、多分、前かごに入れたんだろう、かばんの中には集めたお金とか、いろんな領収証とか、そういったものが入っておりまして、自転車の前かごに入れたんだろうというふうに推測をしているわけでございます。7年間勤務している非常勤職員でございまして、今までこういったことは一度もなかったもので、そういった意味では、その勤務成績も今まではよかったということがありますので、慌てたのだろうというような表現を私の方でさせていただきました。原因については、本当に本人がうっかりしていて、そういうあってはならないことを起こしてしまったのだと思っています。

○あざみ委員　1日で三十数件回っているということでは、持ち分が多いのかなというふうにも思ったりもしたんですね。今、お話ししたみたいに、4時までというところで、ぎりぎり4時に起こってしまった事故だということですので、いろんなことが考えられると思うので、その辺も、まだ起こってしまったばかりで、ご本人もまだ思い出せないとか、いろいろあるかもしれませんし、本当に再発防止のために、今後、必要な手は打っていただきたいというふうに思います。

○寄本会長　ありがとうございます。

どうぞ。

○有馬委員　この前、22日の4時に、先ほどのご説明ですと、紛失に気がついたということで、これは、「本日、区の職員が」という文章だと、本日というのはきょうという意味でよろしいんですか。被保険者の皆様に説明、謝罪に伺うというのは、きょう、この26日、今日ということですか。

○介護保険課長　24日です。きのう終わったということですか。

○有馬委員　終わったわけですね。

そうすると、被保険者の、該当される方の、紛失をされてから、この方たちは、これを気づくまでに、いわゆるお知らせするのに、どの辺のタイミング、その24日に初めて知ったわけですか。

○介護保険課長　24日に私どもが伺って説明して知り得たということですか。

○有馬委員　私は、それが早いか遅いかというのはあるのかなと思うんですけど、これは、本来あってはいけないことがそういう形で起きてしまったという事故については、それは100%じゃないですからね。何かにつけて、あってはいけないことでも、万事、やむを得なく起きるということはあったと思うんですが、その事故のあり方がとても問われるんだと思うんですね。その意味においては、やっぱり、これはスピード感をすごく要求される話なので、本来であれば、これができる、それは、中1日あるので、24日というのは、それはそれなりに丁寧にやられたということは判断できるかと思うんですけども。そういったことも含めて、できる限り早く、その方が二重に被害が遭われるということも想定すると、場合によっては翌日でもそういうことに全力を挙げるといことが大事なんでしょうかと思うんですね。そういうスピード感がないと、またそこに、ちょっとでも時間がかかると信頼も損ねるし、二重に、また、そういう被害がふえていくということも考えるかなと思うので、その辺については、今後のしっかりとした対策として取り組んでいただければというふうに思っています。

○寄本会長　　ありがとうございました。

どうぞ。

○山口副会長　　起こったことは仕方がないんですが、拾った人、一般の人、用紙の、そのイメージがわからないから、当たっているか当たっていないかもあるんですけど、拾った人が連絡先がわかるようにやはりしておくべきではないかなど。これはそうなのかどうかは知りません。一般に持ち出すものですよね。そういうものには、例えばマル秘とかっていう、必ず判が押されていて、一般の人が拾ったときに、これは届け出ないといけないなというふうに感じていただく。どこに連絡したらいいか。その文書のどこかに、新宿区役所何課とかですね。課ですと、いろいろ変わるかもしれませんが、区役所の大代表の電話というのは変わらないだと思いますから、必ず、そういう持ち出しのものとか、こういう個人情報のものについては、そういう何か連絡先がわかるような形の文書をつくっていただいたらどうかなと思うんですね。これは、もともと、企画室、総務かな、この文書だけではなくて、一般に、やはり、持ち出す文書に、個人情報の入っている持ち出し文書については、やっぱりそういう、拾った人がどう対応したらいいか、やはり事故ですから起こる可能性はあるわけなんで、それが起こったときに、事故が起こったときに、見た人がどういう対応をしたらいいのか。いや、こんなもの、どうでもいいと思ったのかもしれないし、これは嚴重な書類だなと思えば、やはり区役所に連絡が来るかもしれないので、多々、そういう方法をお考えいただきたい。

○介護保険課長　　徴収票そのものには区役所の連絡先はなかったんですけども、ファイルに入れて、バインダー、33人分の資料を入れているほかに、口座振替の依頼書ですとか、チラシとか、介護保険課、係としては資格係なんですけれども、そこの連絡がわかるようなものは入ってはいったんですけども、副会長のおっしゃるとおり、そういったことも含めて検討していきたいと思っております。

○区政情報課長　　きのう、実は、午後3時から庶務担当課長会を開きまして、そのときに個人情報を担当している私の名前で、各保有個人情報保護管理責任者あてに文書を出させていただきました。それで、ご指摘にいただいた、庁外における具体的な管理方法、そういったものを含めた、ソフト面も含めた措置、そういったものについてもきちんとやってくださいというお話をさせていただいております。

○寄本会長　　悪用されるとしたらどのようなことがありますのですか。

○区政情報課長　　想定される二次被害ということで検討したのは、区職員をかたって保険料の徴収を行う詐欺行為というんですか、それからあと2番目としましては、保険料減免等を利用した振り込め詐欺というんですか、そういった詐欺行為、それからいたずら電話、それから、あと今、インターネットが非常に普及しておりますので、ネット上にそういった個人情報が出されてしまう、そういった4点ぐらいが考えられるのかというふうに想定しています。

○寄本会長　　ほかにございましたら、どうぞ。

二次被害の防止、これは起こった場合には何をなさるんですか。

○区政情報課長　　当然、これはマスコミ等のプレスリリース、それからインターネットにも出したんですけども、あと、きょうの説明にもありましたとおり、そういった場合には、区の職員は必ず身分証明書を携帯しておりますので、そういったものを確認してくだ

さいということと、あと、何か連絡があった場合には区の方に、不審な電話等があった場合には区の方へ連絡をしていただきたいというのを33人の方にお話をしているところです。

今、31人ですか、もう既にそういった連絡が済んでいるという形で、残り2人の方にもそういった連絡をとっているという形になっております。

○介護保険課長 補足ですけれども、文書の方は、不在の方にも投函しておりますけれども、直接、何らかの形で、ご本人やご家族等、電話なり、お会いできたのは31人ということでございます。

○近藤委員 まだ直接お話をしていない方は郵便受けというか、ドアとか、ご自宅の中に。伝わっているわけですよ、一応。

○介護保険課長 見ていらっしゃれば。

○寄本会長 よろしいですか。

[「はい」の声あり]

○寄本会長 では、どうもご苦労さまでした。

それでは、本日の審議に入らせていただきます。

まず、前回継続審議になりました資料5の「新宿区精神科病院入院患者実態調査について」の説明を受けます。説明者は説明をお願いします。

○予防課長 健康部予防課長の深澤です。

それでは、資料5をごらんいただきたいと思います。

前回の審議会にお諮りしました内容と一部異なっております。異なった内容としましては、前回は入院の患者ご本人と、それから、看護者用の二つのアンケートをお諮りしましたが、今回は看護者用のアンケートについてはさまざまな問題があり得るかなということ、それは今回は省きまして、本人用のみ、お諮りすることにしました。

件名は、新宿区精神科病院入院患者実態調査についてでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。事業の概要でございます。目的。精神障害者が安心して暮らせる地域づくりのための基礎資料とするものでございます。対象者は、生活保護法による医療扶助を受けている者のうち、精神疾患による入院を6カ月以上継続している者ということでございます。内容は、対象者に対し調査票を下記の概要で送付し、郵送により回答を得るということでございます。また、調査内容は後ほど詳しくご説明申し上げますが、対象者の状況、退院意向、地域生活に際して必要とするサービス等について伺うものでございます。調査票の作成、発送、回収について、これは健康部予防課にて行います。対象者数でございますが、約200人を予定しています。

対象者の把握方法、これは、生活保護法における医療扶助を受給している者のうち、精神科病院に6カ月以上入院を継続している者を抽出するものでございます。調査票の送付先は本人あてということでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

件名、生活保護法に基づく医療扶助受給者（精神長期入院）情報の目的外利用についてということでございます。この保有元及び保有情報につきましては、保有課が生活福祉課であり、登録された個人情報業務の名称は、生活保護世帯に対する法内援護（長期入院患者一覧表）でございます。それらのうち、予防課が利用させていただきますのは、この生

保システムの中の内容のうち、氏名、病院名、入院年月日、これをフロッピーディスクで受け取るものでございます。目的外利用の時期・期間につきましては、平成20年2月1日から3月31日までということでございます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。

調査の概要でございますが、重複するものは省略しまして、3の調査期間、平成20年2月1日から14日まで、2週間を予定しております。4の調査方法ですが、本人あて郵送により配付・回収を行います。無記名回答のアンケート形式でございます。患者への配慮、調査内容・項目は新宿区精神保健福祉連絡協議会に諮り、精神科医師や精神障害者施設指導員などの専門家の監修により、回答しやすく、病状に配慮したものとなっております。調査票は、別添のピンクの冊子になってございますので、お目通しいただければと思います。内容につきましては、基本的な項目、それから、精神科病院の受診・入院の状況、障害者手帳の状況、病名、日常生活自立度、退院意向及び退院後の生活意向などということで、17項目にわたっております。また、枝が3つございますけれども、ページ数にしまして6ページというような内容でございます。

私からは以上でございます。

○寄本会長 ありがとうございます。

それではご質問をどうぞ。

○山口副会長 前回、これ、問題になったのは、結局、本人からの聞き取りが、場合によっては強制的になるんじゃないかなというのが皆さんの危惧だったというふうに私も記憶しているんですけど。今回、ご本人あてに送られて、ご本人の意思でお書きになって送られるということで、介護者というのかな、方の介入がなくなったというふうに理解していきまして、例えばご本人の意思どおりかなということで、それはそれでいいかなと思うんですけど、ちょっと精神障害者の状態というのが私には全くわかっていなくて、この程度の質問はご本人で書ける程度のものなんですよ。要するに、また、これ、ご本人がわからなくて、介護者に聞いてどう書くのでは、結局は介護者に指示して書くというような状況が想定されるわけなので、この質問というのは、多分お医者さんが管理しておられるから、その対象者の人たちは、この回答用紙程度なら回答する能力のある方々という理解でよろしいですね。

○予防課長 ただいま副会長が申されたとおりでございます。

これは、専門家の専門の医師2人にも、具体的に、また、内容について個々に問い合わせしておりますけれども、これらのアンケートが特別に精神障害者に非常に難しい内容ということではないということと、それから、この内容のアンケートをとることによって、特に病状について何か影響があると、そういうことではない。また、このような内容をとることによって、ご本人が、長期入院をしている際に、今後の退院に向けて考えるきっかけになるのではないかとといったようなことも含めまして了承を得ております。

○寄本会長 どうぞ。

○有馬委員 前回、非常に議論があって、このアンケート調査の中身も出ていなくて、今回、こういう形で、一応全部拝見はさせていただいたんですが、今みたいな危惧がちょっとどうなのかなというのが1点あって、今のお答えをいただいているわけです。それ以外にちょっと一つ、よくわからないというか、1ページに「ご記入に当たって」という、

表紙にありますよね。その中の菱形の上から4つ目に、「この調査は、平成20年1月1日現在の状況でお答えください」という文言が入っているんですけども、そもそも、この1月1日の状況、現在ということの、区切る意味合いと、これは、別に届いて、これからやるわけですからね、その届いたときのそのときの状況でいいんじゃないかなと思うんですけど、あえてこういうふうに書くと、その1月1日の状況を思い起こすとか、何かいろいろ、かえって混乱するんじゃないかという気が私はするんです。この辺については何かお考えがあるんでしょうか。

○予防課長　今、ご指摘を受けまして、つくづく、もう一回、見直しをしまして、私も、これは2月1日から2週間にわたってとるアンケートですので、別に1月1日を限定する必要はないのかなと思います。そのようなことを配慮して、修正を加えたいと思います。

○有馬委員　よろしくお願ひします。

○寄本会長　ほかにございますでしょうか。

○神崎委員　今のは、多分、先月というか、先月予定していて、このアンケートの案をつくられていたから、それがそのまま残ったんじゃないかと思うんですよね。だから、2月1日というか、1日時点でということであれば、この1月1日にこだわらなくていいんじゃないのかな。

○有馬委員　ごめんなさい。今の私の意見でそういうご発言があったんですけど。いや、そういうことじゃなくて、あえて日にちを区切る必要はないだろうということを行っているんです。要するに、現在の状況ということで、あえて日にちを区切るということは、要するに何が言いたいかということ、先ほど、心配されるようないろんな危惧があるわけですよね。なるべく負担のかからない、やりやすいという形を念頭に置いて、日にちを区切って何だかんだ制約をすると、そこを思い返してということがあるので、そういうことはやめた方がいいんじゃないかということで申し上げたつもりであって、1日とか、そういうことではないということですね。そういう意味です。すみません。

○神崎委員　すみません。今、ちょっと余分なことを言いました。

ちょっと、私の質問はまた別のなんですけど、副会長も言われたように、この200人の人たちが症状によってこれだけ書けるのかどうなのかなと、ちょっと思うんですけども、その中で、対象者、このアンケートに書いてもらう対象者が200人ということなんでしょうけども、それ以上に、何ですか、ここにある、医療扶助を受給していて、それから、6か月以上入院している人というのはもっと多いんじゃないかなと思うんですけども、その中から200人を選ぶということではないんですか。

○予防課長　これは、200人というのは、現時点で6か月以上、生活保護を受けている方の全数でございます。その全数の方々に郵送して回答を求めると。

○神崎委員　そうですね。わかりました。

○寄本会長　ほかにございますか。

本件は承認ということによろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○寄本会長　次に、資料1の「生活保護システムの再構築について」の説明を受けます。

○生活福祉課長　生活福祉課長の井下でございます。

それでは、生活保護システムの再構築について、説明を申し上げます。

1枚、おめくりをいただきまして、事業の概要でございます。

目的でございますけれど、生活保護に係る相談記録、処遇、金銭・現物の扶助の一層の適正化を図るとしたものでございます。

事業内容でございますけれど、現在のシステムは平成11年度に構築をいたしました。その当時が3,784世帯、4,098人の被保護世帯数でございましたが、現在、6,000世帯、7,000人を超え、年間の相談者は1万人にのぼっております。

その間、件数の増加でありますとか、自立支援プログラムの実施などで環境が激変をしているということで、システム化の対象事務を拡大し、見直す必要があるというものでございます。

現在、ケースワーカー一人当たり、国標準では80ケースということになっておりますけれど、当区では、現在、94ケースとなっているものでございます。

再構築を行いまして、相談から統計、経理とっておりますけれど、システム化の対象事務を拡大することで、相談者、また受給者情報も電子化を推進するというものでございます。それによりまして、情報の共有、それから、一元化を図るということでございます。

これによりまして、ケースワーク業務業務を中心とする事務処理の標準化を図り、経理事務の効率化、迅速化、それから、保護費の一層の適正給付、これによりまして、ケースワーカーの業務負担軽減を実現しようとするものでございます。

軽減分につきましては、訪問の充実、また、カンファレンスを中心とした、関係機関との連携による生活保護へのケースワーク業務の充実に振り向けるというものでございます。次のページでございます。

記録される情報項目でございますけれども、個人の範囲は、生活保護の相談に来られた方、また、生活保護受給者でございます。

記録項目については、後ほど、別紙でご説明をいたします。

新規開発・追加・変更の理由でございますけれど、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、福祉事務所（生活福祉課）内におきまして、情報の共有化、それから、事務処理の標準化を図って、事務の効率化、迅速化を実現するというものでございます。

新規開発・追加・変更の内容でございますけれど、ちょっと小さくて恐縮でございます。生活保護業務の一般的な流れでございますけれども、相談から始まりまして、②の調査、それから、保護決定、④の支給、⑤、ケース記録の作成、それから経理という流れになっておりますが、現在のシステムは、③の保護決定、それから④の支給処理、それから⑥、統計の処理に限定されておりますけれど、①の相談、それから調査、それからケース記録、現在、手作業でございますので、これらも含めて、①から⑥までの一連の流れのシステム化を図っていきたいというものでございます。

それから、変更の内容でございますけれど、中段の方でございます。（1）で、手書きのケース記録を電算化することにより、職員の情報共有化を実現するというものでございます。3段下になりますけれど、（2）で、ケース処遇方針の平準、統一化を実現し、処遇の公平性の確保や収入申告等の事務処理をパターン化する。（3）、生活保護に係る福祉情報のデータベース化を図り、職員間の経験の差を埋める。（4）、紙記録である相談から調査決定までの一覧の処理の電子化を図り、処理状況を瞬時に把握するというものでございます。（5）は、システムの自動計算及び関連チェック機能により、手計算による

誤支給を未然に防止し、保護費の適正化を図るというものでございます。

開発等を委託する場合における個人情報保護対策でございますけれども、開発業者には区民の情報は直接触れさせない。テストにはダミーデータを使う。データセットアップについては生活福祉課内で処理を行うというものでございます。

時期でございますけれども、20年5月に業者プロポーザルを実施し、21年1月に仮稼働を行い、21年4月より本稼働を予定しております。

次に、生活保護システム再構築に伴うシステム導入支援委託についてということでございますけれども、委託先のところで、現在、アイネスという業者が今のシステムを利用しておりますので、データの移出についてはアイネス、また、データ変換についてはプロポーザルによって決定をするというものでございます。

それから、一番最下段でございますけれども、受託事業者に行わせる情報保護対策としては、2で、現在の既存の生活保護システムから移出し、データ変換の上、新システムへ移入する情報は施錠する金庫に保管するというものでございます。

特記事項の次のページをお開きいただきたいというふうに思います。

生活保護システムの再構築について、記録予定項目でございます。下線を引いてある部分が、再構築に伴う新しい記録予定項目になっております。住所要件、それから、統計要件、特に、この統計要件の中の、一番最後のケース記録でございますけれども、これは相談に来られた方の相談記録、それから調査、それと、実際に生活保護を受給した場合の日々の訪問、それから面接、現在、すべて紙で行っておりますけれども、それらを電子化、システム化を行うというものでございます。

それから、世帯構成員、それから、扶養義務者につきましては、すべて新しく追加してシステム化を図るというものでございます。

以下、生活、住宅、教育、一時、その他扶助などについては、それぞれの扶助ごとの記録でございます。

それから、収入要件、また、介護扶助要件といたしましては、特別徴収の有無、それから、代理納付の有無などもシステム化を図るものでございます。

それから、医療扶助、次のページに参りまして、他法要件、それから、保護受給者口座情報、それから、代理納付口座情報、大家口座等でございます。それから、返還金・弁償金の債権管理情報、それに、法外の扶助要件でございます。

私からは以上でございます。

○寄本会長　ありがとうございます。

ご質問をどうぞ。

○あざみ委員　これ、委託料はどれぐらいになる予定なんでしょうか。

○生活福祉課長　年間ランニングコストとしましては、稼働以降、21年度以降、2,800万円程度を予定しています。

○あざみ委員　今のランニングコストですけれども、既存システムからのデータ移出というのは最初だけになると思うんですけど、最初はどれぐらいになるんでしょうか。

○生活福祉課長　20年度の導入時経費として5,000万程度でございます。

○あざみ委員　ちょっと私も、これ、こんなにデータ、システム化、電子化していなかったのかということちょっとびっくりしたんですけど、その膨大な情報量を紙ベースで

持っていたということで、もっと早くできなかったのかなというのを今、感じていたのでちょっと金額のことを聞いたんですけど。11年で3,700世帯でしたか、今、6,000世帯という、やはり、今、この時期にやろうというふうになった理由というんでしょうか、もっと早く始められなかった理由みたいなのはどの辺にあるんでしょうか。

○生活福祉課長 一つは、10年間のリースアップがちょうど平成20年度になるということが一つです。それと、平成11年度以降、今、委員の方からもおっしゃいましたように、被保護世帯数が、約2倍まではいっておりませんが、それに近くになっているということ。それと、やはり、他法、介護でありますとか、自立支援法などの、生活保護法行政を取り巻くさまざまな制度が変わってきているということで、現実にシステムのメンテナンスにも膨大なお金がかかりますので、10年というリースアップを契機に、今回再構築を図るというものでございます。

○あざみ委員 個人情報取り扱い、非常に内容は多岐にわたるものですので、それはぜひ慎重にきちんとやっていただきたいというふうには思いますけれども。本当に、ケースワーカーの持ち分のことが出ていましたけれども、非常に多いですね。国基準は80ケースというのも、最高でも80までだという基準だというふうに思うんですね。本当に大変な量を抱えながら仕事をしていると思いますので、事務的なものでの負担の軽減ということをこれからもしていただけて、やはり、訪問活動ですとか相談活動の充実の方に力を入れていただきたいなというふうに思います。

○寄本会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○ひやま委員 今回の導入によりまして、先ほど、あざみ委員が言われました、当区では94ケースということなんですが、どのくらい軽減されると予測されておられますか。

○生活福祉課長 ケース数そのものに何ケース程度軽減になるかという試算はしてございません。ではなくて、いわゆる今のシステムを使った給付の事務に割く、入力などもそうでございますけれども、それらの軽減で生じた時間的な余裕部分を、訪問なり面接なりといったような直接処遇の方に振り向けていくようになればなというふうに思っております。

○ひやま委員 はい、わかりました。

○寄本会長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○寄本会長 ではこれは承認ということよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○寄本会長 それでは、資料2に入ります。資料2「「ふらっと新宿」ホームページ・通信販売システムの開設について」の説明を受けます。

説明者の方をお願いします。

○就労支援・消費者行政担当副参事 それでは、「ふらっと新宿」ホームページ・通信販売システムの開設について、今回、私どもの就労支援の担当の方で、ご存じのとおり、歌舞伎町と高田馬場に現在、ふらっと新宿、2店舗、展開をさせていただいております。

このたび、この通信販売システム、これを開発運用したいということで、本審議会の方に、本人外収集、それから開発、外部結合、この3点の諮問と、それから、運用上で業務を委託する部分の事前報告、合わせて四つをお諮りするということでお願いをしております。

す。

お手元の資料の事業の概要の方をごらんください。

今回のシステム開発の目的は、ふらっと新宿各店のPR、それから販路の拡大、これらを通じまして、現在、障害者の方々が31名、2店舗で登録をし、実施をしていただいているわけですが、これらの機会、それから数、これらを拡大をしていこうということで、現在のふらっとのお店のPRと、インターネットの販売システムを導入をして、より、ふらっとの活気が出ればという思いで導入させていただきたいということでございます。

システムの概要については、お配りした資料の8ページをごらんいただきますと、フローがついてございますでしょうか。今回、開発、それから運用をしたいと考えているシステムでございますが、右側のお客様の方から、インターネット、ウェブ上で商品の発注をできるようなシステムを導入しまして、レンタルサーバ、サーバを介しまして、直接、ふらっと新宿のお店のパソコンと接続し、オーダーを受けることができる受注システムを構築すると。

一方、これを受けて、宅配の事業者の商品の発送と、それから、代引きの業務をお願いしていくということで全体的なつくりを考えております。

それでは、もう一度お戻りいただきまして、まず1点目の、本人外収集の部分でございます。3ページをごらんください。

今回のこのシステムの開設に伴いまして、本人以外の方からの情報収集が伴うと思います。これは、例えばお買い上げをしてこの方に送り届けてほしいと、お友達であるとか、ご親族の方、要は、お買い上げのご本人以外の送り先を指定してお買い求めいただく贈答品という取り扱いの際に、お買い求めの方から送り先の方の情報を収集するということになりますので、諮問事項ということでおかけしてございます。

収集する項目は、ここをごらんいただきますとおり、氏名、ふりがな、住所、郵便番号、電話番号、ファクス番号、この項目でございます。この情報の収集先はお買い上げのお客様から情報を収集させていただく。収集の目的は、ここに記載のとおり、贈答品を発送するためということでございます。

本人から直接収集しない理由ということでございますが、贈答品の場合、事前の了解を基本的には得ないでお送りするケースがほとんどでございますので、これに対応するために本人外の収集ということをお認めいただきたいということでございます。

4ページをごらんください。続きまして、システムの開設でございます。

今回はウェブ上のホームページを用いまして、そこでオーダーをいただけるシステムを開発させていただきます。個人の範囲でございますが、お買い上げのお客様及び送り先のお客様。記録項目は、お買い上げのお客様の情報として、一番最後におつけしてございます、情報項目のうちの別表1の項目、24項目でございます。これを記録項目としてデータとして記録をさせていただきます。さらに、贈答品をお求めいただいた場合は追加をして、2番の送り先のお客様の氏名、ふりがな、住所、郵便番号、電話番号、ファクス番号、これらを記録させていただきます。

記録するコンピュータでございますが、ふらっと新宿・歌舞伎町店に設置をするノートパソコンと、バックアップ用のデスクトップのパソコン、既存のパソコンを活用させていただきます。それから、中間的に、結合の際にサーバを介しますので、レンタルサーバとい

う形で記録をさせていただくことになります。

開発の理由でございますけれども、これは、通信販売につきましては、昼夜、いつの時間帯でも、どのタイミングでもオーダーができる、そのデータがサーバにためられたものが、翌日朝、開店の段階でふらっと新宿・歌舞伎町店でオーダーが受けることができるという形で、ファクス、電話での受注よりも、迅速かつ円滑に展開ができるということで、また、これらの作業の過程の中で、障害者等々の新たなお仕事が生まれてくるということも二次的には考えてございまして、これらのシステムを開発・稼働していきたいということです。

開発の内容でございますが、一つは、ホームページ・インターネットの販売機能。それから、顧客管理機能。顧客管理機能につきましては、お買い上げいただいたお客様のご希望に応じて、フラット新宿の、例えば新しく入れた商品等の情報をこちらの方から提供するというための管理機能でございます。それから、売り上げ集計機能。この三つを柱としてシステムを開発させていただきたいというふうに考えております。

開発時の保護対策でございますが、データ、これについてはダミーデータを使いまして、メールの送受信は基本的に、メールの送信はもともと暗号化をして行うという原則で取り扱っております。それから、パソコンの取り扱いにつきましても、業務終了後、施錠ができるキャビネットにしまいまして、デスクトップの部分はハードディスクの部分をしまいまして保管をさせていただくということでございます。

この開発の時期でございますが、本審議会承認後、システム開発に着手をしまして、その後、稼働・運営というようなスケジュールで考えてございます。

5 ページをごらんください。

先ほどご説明した中のレンタルサーバの部分を紹介して外部結合をさせていただくということでございます。先ほどのシステムの全体像でご説明させていただきましたとおり、お客様と、それと、ふらっと新宿のパソコンをレンタルサーバを紹介して結合させていただくということになります。

保護対策といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、送受信は暗号化して行う。それから、運用者側のチャレンジワークにつきましても、既に組織内の個人情報保護規定というのがございまして、これは区の規定に準拠して作成しているものでございますが、これによって管理をすると、保護対策を打つということでございます。

結合につきましては、本審議会の承認及びシステム稼働後に結合させていただきたいということでございます。

6 ページをごらんください。

今回のこのシステムを立ち上げる業務委託、それから、運用上の業務委託等々の事前の報告でございます。

委託先といたしましては、一つ、これは新宿障害者就労福祉センター、ここにシステムの設計及び運用をお願いする。それから、レンタルサーバの部分は、現在、チャレンジワークが契約をしておりますシーサイドネット、これは、現在、チャレンジワークがホームページ上で稼働させております機能、環境の一つは担保したいということと、この事業者につきましても、しっかりとした安心と信頼を提供している会社であるという実績から、ここでレンタルサーバをレンタルしていこうというふうに考えております。

3点目は、商品の発送に対しまして、現在、協力をいただいておりますヤマト運輸、ヤマト福祉財団等々もごございます関係で、障害者の就労支援に積極的にご協力いただいている宅配業者でございしますが、ここに配送業務をお願いしていく。その際に、送り先等々の情報が出てまいりますので、業務の再委託ということでここに入れさせていただきました。

処理される情報の項目につきましては、先ほど、一番最後におつけした別表1がチャレンジワークの方で取り扱う情報項目、それから、サーバの方で取り扱う項目が別表3、それから、宅配配送の業者をお願いをする部分として出てまいりますのが別表2。さらに、それぞれに、先ほど、本人外収集として諮問させていただいた送り先のお客様の氏名、ふりがな、住所、郵便番号、電話番号、ファクス番号という項目でございします。

委託の理由といたしましては、チャレンジワークの方に現在のシステム構築運用をお願いするということにつきましては、お店自体の運営を現在、チャレンジワークに委託しておりまして、その延長上で取り扱っていただくという内容になりますので、チャレンジワークをお願いをしていく予定でございします。

それから、ウェブサーバは、先ほどご説明したとおり、チャレンジワークのホームページ等々を当該会社でやっております、サーバの環境を変えずに、迅速にシステム開発、それから、円滑な運用な担保していきたい。

それから、ヤマト運輸につきましては、先ほどお話ししたとおり、ヤマト福祉財団等々を通じまして、障害者の就労支援に非常に理解があるところでごございまして、現在もここに業務をさまざまな形で協力関係をつくっておりますので、ここをお願いをしていこうということでございします。委託の内容としてはここに記載のとおりでございします。一つがふらっと新宿のシステムの開発と管理運営、それとサーバ上の情報送信機能の提供、それから、商品の配送と代金の徴収ということでございします。

開始時期につきましては、本審議会承認後、システム開発を着手したいというふうに考えております。

その他のものにつきましては開発後に実施をさせていただきたいというふうに考えてございします。

委託に当たり、区が行う情報保護対策としては、別紙をおつけしてございします特記事項を、契約に当たって添付をさせていただくと。それから、業務終了後、提供した状況を返却をさせるということで対応してまいりたいというふうに考えております。

受託事業者の保護対策でございしますが、一つとして、取扱責任者及び取り扱うものをあらかじめ指定していただく。それから、データの保護については暗号化されたファイルで保存する。それから、個人情報の利用目的を明示、メールの送信は暗号化をして行う。提供された情報は施錠できる金庫に保管するというような形で対策を講じたいというふうに考えてございします。

私からの説明は以上でございします。

○寄本会長　　ありがとうございました。

それでは、どうぞご自由にご議論ください。

○有馬委員　　今回のふらっとの通信販売のシステムを確立するための情報収集ということでございしますが、このシステムを確立することで、現在は店頭で障害者の方等が金銭の授受を行う、レジでみたいな形をやっておるわけですけど、そうすると、先ほどあった就

労の場の提供ということで行きますと、例えばパソコンのキーボードを扱うとか、そういったことも十分出てくるというような理解でいいわけですね。

○就労支援・消費者行政担当副参事　　ご指摘のとおりでございます。

○有馬委員　　そうすると、これ、現在は、このシステムを確立すると、これはふらっと新宿という、当然、新宿に店舗があるんですが、今、現在、高田馬場の2号店であるとか、今後出てくるであろう3号店ないしは4号店ということについての考え方は、この辺を踏襲していく考え方はあるんですか。

○就労支援・消費者行政担当副参事　　当面の間は歌舞伎町店1店舗で、全店舗の商品をご案内をし、そこで集中的にやらせていただこうと。ただ、今後の展開の中で、ボリューム等々がふえてきた場合には、あその場所ではちょっと十分対応できないということも出てくるおそれがありますので、その際には、今後展開するサテライトオフィスを順次ふやしていく中で、こういう場所をまた移して、管理業務をしていただくようなステージをつくっていくということも念頭に置きながら進めていきたいというふうに考えています。

○有馬委員　　当面は歌舞伎町の1店舗ということですが、それはそれでいいとしても、多分、就労の場を提供するという点においては、それが広くあった方がいいわけであって、各テナントや店舗でそういう、まあスペースの問題はありますが、そういうことも十分念頭に入れてやっていただければ、より多くの就労の機会に接することができるかなというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○寄本会長　　ありがとうございました。

どうぞ。

○深沢委員　　今、お話に出ましたサテライト、どのぐらいおつくりになるおつもりですか。どういう形態で運営するおつもりでしょうか。

○就労支援・消費者行政担当副参事　　現在は市谷薬王寺のチャレンジワークの事業所の一室でサテライトオフィスを展開しておりまして、パソコン8台、既存のパソコンで、現在、登録が12名の障害者と若年非就労者が、そこでパソコンの訓練をしながら、外部から受注をしたお仕事、ITの業務をこなして、請け負いでお金をいただくような形の形態をとっております。

今後、展開をしていく中で、23年度までの実行計画の中では3カ所ぐらいというふうに考えておりまして、今後、少し違う地域に展開をして、もう少し広目の業務をやっていく。そこで、現在検討しているのは、直接、民間の資本というか、業務提携をその中でして、直接、その会社からお仕事を受注して、それをお返しするというような固定的な、安定的な、1年間、大体、仕事のボリュームが定まったようなものを取り込んでいこうということで、今、幾つかの事業者と協議をさせていただいているところでございまして、大体、三つぐらいの事業者がそういう方向でご協力いただける旨、お話をいただいておりますので、来年度、また、具体化いたしましたらご報告させていただきたいというふうに思っております。

○深沢委員　　その、例えば企業さんとの営業はどのようなふうにおやりになっているんですか。障害者の団体がおやりになっているんだろうと思うんですけど。

○就労支援・消費者行政担当副参事　　現在、チャレンジワークの方で企業を回って、そのお仕事を、受注開拓というのをずっとやっています。その中で、このような構想をご理

解いただける事業者が幾つか出てきているというような状況が生まれつつあるということでございます。

○深沢委員 ありがとうございます。

○寄本会長 どうぞ。

○鍋島委員 よく私も、ふらっと新宿、高田馬場も、歌舞伎町も、きのうも行って来たんですけども、品物が余りないんですよ。それで、この商品で食べるものじゃなければいいんですけど、来たときには、それはもともとからあそこに持ってきて、またそれを再発送するのか、それから、もともとからするのかわかりませんが、食べ物でないものはいいんですけど、食べ物の消費期間を見ると、結構、短いものもあるんですよ。だから、今は偽装だとか賞味期間が何とかという時代で、しかも消費生活センターがかんていますので、その点で、やはり、そのシステムと、それから、商品についていろんな事故が起こらないようなものをなさると、これ、とてもいい催しだと思いますので、その点だけ。

○就労支援・消費者行政担当副参事 ただいまお話がございましたとおり、消費期限が短いものをやるとなると、大もとの販売業者との関係も含めて、調整がもう少し時間的に必要になるということがございまして、今回は、当面は消費期限の余り心配のないもの、それから、現在、ふらっと新宿に置いてあるもの中心ではなくて、実は、スペースが狭い関係で置けないような商品を中心に、現在、協力いただいている事業者のものをホームページ上でカタログ化をしてやっていこうという構想でございまして、ちょっと、ご指摘のとおり、狭い店舗で、こういう商品はちょっと置けなかったんですけども、ここの中でお買い求めいただけるようにと、そういうための販売システムを、今回、構築させていただくということでございます。

○鍋島委員 そうしますと、一度、もともとからふらっとに納入して、それを再発送するんですか。

○就労支援・消費者行政担当副参事 ご指摘のとおりです。

○寄本会長 ほかにございますか。

どうぞ。

○山口副会長 そのコンピュータ全体は、区役所のいろんな、この間何かちょっと、今までの事業と違うような方法なんですけど、本来の住民サービスから、ありますよね、戸籍とか住民票とか、税金とかいろいろあるけど、ちょっと新しい事業かなと思ってまして、それで、今まで聞いたのは、多分、勝手な解釈ですが、大きなホストコンピュータがあって、そこで全部、住民票の関係もありますから管理されているかなというふうに理解しているんですけど、これもそういう、住民票とか何とか、関連するコンピュータは、簡単に言うと、相当の悪知恵の人がいて、このシステムから本来の区役所のコンピュータに入ってくるかどうかという質問なんですけど、あるいはそういうことじゃなくて、これだけの単体のコンピュータみたいなもので管理されるのかということなんです。

○就労支援・消費者行政担当副参事 今のご指摘、後半の部分で出てきましたとおり、もともと、区のシステムとは結合はしません。レンタルサーバという、ウェブ上のサーバを、信頼性がある会社に借りて、そこで領域をいただきまして、それを介して、個人のお宅のパソコンと、それと、私どものふらっと新宿にある個別の単体のパソコンが接続され

ると、こういう形の形式のシステムでございます。

○寄本会長 通信販売ですか。

○就労支援・消費者行政担当副参事 今回のシステムは通信販売専用ということで、その中で、1点だけ、顧客管理情報というのは、ふらっと新宿のPRをさせていただくために、お買い求めいただいたお客様でご希望の方に情報提供させていただく。逆にこちらからメールを送らせていただくと。これは個人情報に含まれておりません。お店のPRの情報だけでございますので。

○寄本会長 よろしいですか。これは了承ということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○寄本会長 どうもありがとうございました。

では、次、資料3に参ります。「後期高齢者医療制度における保険料のコンビニ収納について」の説明をいただきます。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事 高齢者医療保険準備担当副参事でございます。

今年4月から後期高齢者医療制度が発足をし、実施をされるということに関係いたしまして、これから7件、新しい事業等がございます、その件でご審議を賜るということでございます。

それでは、お手元の右上、資料3でございます。後期高齢者医療制度における保険料のコンビニ収納についてでございます。諮問及び事前報告でございます。

2ページに事業の概要がございます。

今年、後期高齢者医療制度の発足に伴いまして、被保険者の方に保険料を徴収することになってございまして、対象者といたしましては、普通徴収、納付書で納める方が対象となっております。

今まで、区では、コンビニ収納につきましては、平成18年度から、軽自動車税、国保料、介護保険料、また、個人住民税の普通徴収という形でコンビニ収納を実施してまいりました。後期高齢者医療制度におきましても、このコンビニ収納を実施いたしまして、収納窓口、また、収納機会の拡大、区民サービスの向上等を図っていくという内容のものでございます。

それでは、3ページの方に参りまして、電算処理の開発についてでございます。

まず、情報項目につきましては、個人の範囲といたしましては納付書により納める方。それから、記録項目につきましては、記載されているとおりでございます。記録されるコンピュータにつきましては、後期高齢者医療システムのサーバとなっております。

理由につきましては、利便性の向上ということでございます。

それから、開発内容につきましては、バーコード付きの納付書を作成して、これは読み取る内容のものでございますが、その新規開発。それから、コンビニの収納の情報を受ける、受信を受ける内容のものを可能にするというものです。既存の、それぞれ、もう実施しております収納業務につきましては、専用端末で受信を今、実施していますが、後期高齢者医療も同様に行っていくという内容のものでございます。

委託する場合でございます。これは自区内の処理でございます。

時期につきましては4月からということでございます。

それから、このコンビニ収納に伴いまして外部結合がございます。4ページでございま

す。

こちらは、収納に関して、情報項目としては以下の載っているとおりでございますが、一つ、外部結合と申しますが、情報の提供につきましては納付書になりますので、被保険者の方に紙ベースで来ます。それをお持ちになって、それをコンビニエンスストア等で納付をしていただくと、それがデータ化をされて区の方にデータとして送られて、それを受信すると。ですから、相互にやりとりするものではなくて、結合につきましては情報を受けるといった内容のものでございます。

結合の相手方としては、収納は代行業者。それから、理由につきましては、先ほど申し上げましたとおり、このデータ通信を受信することによって早く確認ができる、また、打ち込み作業等ができるというものでございます。

形態としてはISDNの回線でパソコンの通信を行います。時期としては7月1日から継続で行うものでございます。

保護対策としては、データ受信用のパソコンは1対1の接続で安全性の確保。それから、データを暗号化。それから、「新宿区情報セキュリティポリシー」等を運用していくという内容のものでございます。

それから、5ページに移りまして、このコンビニ収納について委託を行うものでございます。

区の保有情報といたしましては、情報項目の中の郵便番号等となつてございます。委託先につきましては、収納代行業者、それから、コンビニ本部。媒体としては、データ通信ということでございます。

提供する項目については、これは紙ベースで提供をする項目がそれぞれ載つてございます。

理由につきましては利便性の向上でございます。

委託の内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、納付する方がコンビニ等の店舗に行って支払いをし、その領収証を発行。そして、そのコンビニ各社がまとめたものを取りまとめた代行業者がデータ通信によって新宿区にその結果を送信するという内容のものでございます。

区が行う情報保護対策としましては、これは税、国保、介護、同様、委託契約書及び協定書、これに個人情報の取り扱いの項目を盛り込みまして徹底をさせるというものでございます。

それから、委託業者といたしましても、個人情報の保護方針の作成と、全社員に遵守させるといった内容で保護対策を講じるものでございます。

コンビニ収納につきましては以上でございます。

○寄本会長 ありがとうございます。

どうぞ、質問いかがでしょうか。

[「なし」の声あり]

○寄本会長 よろしいですか。

[「異議なし」の声あり]

○寄本会長 それでは、了承ということで。

それでは進みます。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事　　続きまして、右上の資料4でございます。

後期高齢者医療制度における、外国人登録情報の目的外利用の項目追加についてでございます。

こちらは11条に基づく諮問でございます。

おめくりいただいて、2ページに事業の概要がございます。

事業名は同様でございます。

担当課は、私ども準備担当でございます。

目的ですが、後期高齢者の対象となる外国人の方に対して、登録住所に居住していない場合、実態調査を行う必要がございます。そのために行うもので、目的外利用をするものでございますが、対象者は後期高齢者医療制度に該当する外国人の方です。

これから、4月から実施をしていくわけですが、被保険者証をそれぞれご送付しても、戻ってくる場合がございます。そういったときに、住所等の調査を行うというものでございますが、これが2年に1回の有効期限という方針でございます。そういった意味では、事前に外国人登録の情報の中で、例えば不現住といいます、それを活用して、事前に調査をして、被保険者証、大事なものですので、きちっと届くように、そういったことで外録の情報を一部、今までも、前に項目としていただいているわけですが、それ以外にこういったものも必要になってきたという、今、検討している中で、追加をまたお願いするという内容のものでございます。

それでは、3ページに移りまして、保有課は戸籍住民課で、外国人登録でございます。

媒体はホストコンピュータでございまして、情報項目については列記のとおりでございます。

私どもが利用する内容といたしましては、これは媒体としては紙のリストでいただくこととなります。外録の原票確認コードというものがございます。それがさまざま、コードがいろいろあるんですが、その番号の4番というものです。不現住、通知書等を送ったときに戻ってきているような、そういったような情報が記録されているものでございますが、そういったコードで、該当者をリストで抽出をして、実際にそこに住んでいらっしゃるのに送ってしまうと、その、実際、ほかの方がいらっしゃるとか、そういったようなことがないように、事前に調査をしていくというものでございます。

目的としては、正しい要件判定、また、書類発送等を行うものでございます。

20年4月1日から目的外利用として利用を開始したいというものでございます。

説明については以上でございます。

○寄本会長　　ありがとうございました。

それではご質問がありましたら。

○有馬委員　　今の説明で、ちょっとお伺いしたいんですが、今回、利用する情報項目で、原票確認コード、その番号の4番、これ、ちょっと、もうちょっと具体的に、この原票確認コードの性格はどういう性格なものなのか、中身はどうか、もうちょっとわかれば、教えていただければ。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事　　この原票の外国人登録票の中のコードの一部になっている、その方の状態といいますか、ちょっと……。

勉強不足で恐縮なんですけど、その全体の内容が、ちょっと把握しているものでは、私

ども、把握していないんですね。その中身のデータだけ、状況だけが必要なものですから、その、4番といいますか、いろいろ、1からあるかと思うんですが、そのデータをちょっと、私ども、把握していないんですが。その状況の方のみリストを抽出するという、この抽出条件だけを把握している状況なんです。

それがいつになるかどうかわかりませんが、いわゆる欲しい、利用する、そのデータというのが、例えば国民健康保険とかで通知をしたいとか、今までそういった形で送っているのに届いていなかったりですとか、あと、その家主といいますか、その方とか、アパートか何かであって、そこにいらっしゃらないと家主の方が苦情を言ってきたとか、そういったときに記録する、そういうコードになります。そういうコードをもとに、私どももそれに、苦情とか、そういったものがないように調べていると。ちょっとほかのコードは、わからないので申しわけないんですが。要は、使うものはそれだけになってございます。

○寄本会長　　どうぞ。

○有馬委員　　そうすると現住所に住んでいるかどうか特定できなくて、それ以外の情報が入っていて、この4番を使うというのは今の説明にあったようなものの中味だということですね。

○寄本会長　　どうぞ。

○ひやま委員　　ちょっと外れた質問になっちゃうんですけど。

例えば、この保有情報をいただいて、確認して、それで新しい情報が当然、載っていますよね、その住所に住んでいないとか何かという情報が出ますよね。その場合の情報っていうのはどういうふうな形で、そのまま使用するか……。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事　　こちら、75歳以上の方の被保険者の情報として、もう既に外国人登録の情報というのが、住所ですとか、お名前ですとか、そういったものはもう取り込んで、その方も75歳以上であれば被保険者の方になってございます。

本来、住所が要点になってございますので、例えば行って、その方が住所がなかったりですとか、そういった場合はちょっと把握ができない、特に出国されている方が多いというようなことも聞いてございます。ですので、よく実態を調査して、もし住所要件がなければ、被保険者として該当でなくなりますので、そういった意味で実態調査をして、新しい、ですから、情報を入れるとかというのではなくて、居住の調査という、そういった視点でやらせていただくものでございます。

○ひやま委員　　ということは、新しい情報を得たとしても、それを連携してまた何かの、要するに戻すとかということは、連携はしていないということなんですね。

○寄本会長　　どうぞ。

○あざみ委員　　今のお話の続きなんですけど、そうすると、要するに、そういうふうに居住していないのではないかと思われるのと、そういう情報がここに、戸籍住民課に入って、それをいただいて、送らずに済む、手間を省くということでこういうことをするということなんでしょうか。要するに、ひやま委員が質問したように、いないのではないかと思われる人に何らかの、探すとか、別にどこかに移っているんじゃないかとか、そういう調査に手を伸ばすということはないということですね。

○高齢者医療制度準備担当参事　　目的といたしますと、やはり、保険証ですとか、そういったものをお送りする際に、ご本人あてに送るようになりますので、その辺の居住実態

というのを把握していなければいけないということが、一つございます。ですので、ただ、送らないというわけではなくて、きちんとした送付先に送らなければならないのが基本でありますので、2年に1回、2年間ありますとその間に変動がありますので、その辺は、いきなり保険証を送って戻ってきたりとか、あと、違う方の手に入ってしまったりとか、そういったことがないように、やはり、精度を増しておいた方がいいんじゃないかと。

これは4月から発足して、実際、実務をやっていく中で、いろいろ試行錯誤があろうかと思うんですが、まずはそういった細かいところの情報として取り入れて活用していこうというような内容でございます。

○寄本会長　ほかにございますか。どうぞ。

本件は承認ということによろしいですか。

[「はい」の声あり]

○寄本会長　ありがとうございました。

では、資料5、後期高齢者医療制度における、限度額適用・標準負担軽減額認定証及び特定疾病療養受領証対象者判定のための国民健康保険情報の目的外利用についてでございます。

説明者はどうぞ説明してください。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事　それでは、資料5の内容につきまして、ご説明を申し上げます。第11条による諮問になってございまして、事業の概要につきまして、2ページの方に記載しておりますので、見ていただければと思います。

後期高齢者医療制度におきまして、普通の保険証とはほかに、限度額適用・標準負担額軽減額認定証という、ちょっと長い文字があるんですが、この証を発行するような場合がございまして。非課税世帯の属する方を対象にして、申請によって交付をするような形になりますが、この方々は、医療機関で、窓口で自己負担等をする際に、一般の方より少ない金額で費用負担ができる内容のものでございます。これにつきましては、国民健康保険でも同様な制度がございまして、この方々の対象の方が75歳以上に、以前は国民健康保険に加入の場合で、75歳以上になり、後期高齢者の制度に入ったときはその情報を活用してこの証を発行するというものでございます。

そこで、もう一つ、特定疾病療養受領証というものがございまして、こちらは特定の疾病、病気等の患者さんに対しまして、こちらは医療機関の窓口でこちらを提示しまして、一般の方より、月1万円という限度額で適用されるものでございます。こちらは国保も同様な制度がございまして、その情報を活用して、こちらの後期高齢者医療制度でも申請を受けて勸奨するものでございます。3ページをお開きいただけますでしょうか。これは、国民健康保険の目的外利用ということになります。保有課は国保年金課でございまして、情報項目については列記してあるとおりでございます。利用につきましては媒体の紙で、リストで提供を受けまして、その情報項目としては、記号番号、住民番号、それから、該当となるその証の種別、それから、特定疾病の区分の情報をいただいて、それを活用するものでございます。それから、理由といたしましては、この受領証の正確性、また、効率的に申請の勸奨を行う、そういったものでございます。

4月1日からの継続でございます。

説明については以上でございます。

○寄本会長　　ありがとうございました。

どうぞ、ご質問がございましたら。

[「なし」の声あり]

本件については承認ということ。

○寄本会長　　それでは、資料6、後期高齢者医療制度における、税務課長情報の目的外利用の項目追加について。

説明者はよろしく願いいたします。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事　　それでは、資料6に基づきましてご説明を申し上げます。

既に後期高齢者医療制度におきまして、税務情報の目的外利用をしていますが、その項目の追加の部分でございます。11条による諮問でございます。

2ページに事業の概要を載せてございます。

目的といたしましては、正しい所得情報を設定し、正確な保険料の軽減判定を行うためでございます。

後期高齢者医療制度の該当者が対象になっているものでございます。

広域連合におきまして、保険料を算定するわけなんです、その軽減、金額を安くしたり、その所得によって軽減を行うことができます。それについては、被扶養者等の無所得、そういった方をとらえて軽減判定を行うことになっているわけなんです、これが、当初、その情報が目的外利用になってございまして、前回、目的外利用の項目として、その税の扶養等の情報を目的外利用して、その保険料の軽減の判定に活用するものでございます。

また、税の申告の中で、専従者控除等及び青色申告の専従者控除の所得前の金額がちょっと軽減判定に必要な情報なんです、これも情報がなかったものですから、今回、目的外利用として追加を行って、その保険料の軽減に対して正確な判定を可能にする、そういった内容のものでございます。

3ページの方に目的外利用の追加項目が載っております。

保有課としては税務課の情報になってございまして、情報項目については列記されているものでございます。

利用課としましては私どもで、一つは紙のリスト、それから、連携サーバを通じたものになってございます。

項目としては、その扶養判定等の情報等を追加するものでございます。正確な保険料の軽減判定のために行うものでございまして、4月1日から継続して使うものでございます。

説明については以上でございます。

○寄本会長　　ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ありましたら。

○山口副会長　　利用課が、何とか制度準備担当って、今までの、何件か、同じように、全部審議案件で、いろんな保有課から情報を集めて制度を検討するというまではわかりません。問題は、普通、何々課ですと、そこがずっと使うのかなと思うんですが、準備担当ということですから、準備が完了したらその後はどうするのかということが一つ問題になると思うんですね。その処理について、今までも全部そうですけど、一応、オーケーは出していますが、これ、いつまで使うのかもわからないまま承認してきましたけど、どうな

るのか。この、終わった後、何課が今度はこの情報を保管するのか、あるいはこれはもう全部抹消するのか、きちっと決めて使わないといけない。特にこれは目的外利用ですから、そのままどこかへ散逸するということではちょっとまずいことなので、その点を明らかにしてください。

○寄本会長　　どうぞ。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事　　私ども、準備担当ということで、4月から正式にこの制度が発足しますので、そうしたときにはどこかの課に、今のところ、国保年金課と一緒に、実際の事業を行う、そういう部署ができます。それまでの準備ということで、今、データを入手して、その開発を行っていく。実際に4月から運用を行っていくわけでございます。4月から運用を開始しますと、例えば保険料の情報ですとか、あと、被保険者の情報ですね、これは4月以降、医療制度として、その保険証をお出ししてそれで受けていただく、そういった一つの、75歳以上の方の制度がそのまま運用してこれから行きますので、これ、その制度がある限りはずっと続く。データも当然、蓄積といひましようか、リアルタイムの情報として持っていなければいけない。事業を行う上では、そのまま継続して使わなければいけない。ですので、どこかでもう終わってしまうというものではございません。

○山口副会長　　使うなら使うんでいいんですけど、何月何日まではどこその所管で、何月何日以降はどこその所管になりますとか、準備担当ですから、準備のために使ったもののデータは消しますとか、そういう個人情報はどういうふうに管理するかの問題、ここはね。

だから、準備担当のために、こういうふういろんな課から情報を集めてきて、それで準備されること、そのことは問題ないわけで、我々もそれは別に文句を言う必要も何もないわけですが、だれがその管理をして、だれが責任を持つかということは、何月何日までどこ、準備担当というチームがあるのならそれで、我々はわかりませんが、それで結構だと思いますが、その後、このデータは、わかりませんが、高齢者医療保険課っていうのがあれば、そこで引き継ぐのならそれでいいと思うんですけど、それをはっきりしてください。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事　　4月からは医療保険課というものが正しく発足する予定でございますので、そちらに引き継がれる予定でございます。

○山口副会長　　そこが全部引き継がれて、そちらで今度、責任を持って、集めたデータは管理するということでもいいんですね。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事　　医療保険年金課と訂正させていただきます。そちらで情報を管理するということになります。

○寄本会長　　どうぞ。

○森岡委員　　今、担当者から明解に申し上げられないのは、組織改正が、多分、4月1日で行われますが、これから議会に提案して議決を得ないと正式に言われないので、そういう状況になるということで理解をいただきたいと。専任の課が、多分、できると思います。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事　　12月に組織の方は条例改正されているんですが、具体的には4月にそういった組織になる予定で進めております。

○山口副会長 聞きたいことは、そういうことをきちんと正確に持ってこないとだめよということを申し上げたいので、要するに個人情報、外にもいろいろ提供するんですけど、提供した後、使った後、どうしますということを必ずここに、何ていうか、案件の中に条件として出てきているわけ。例えば、外部に委託してこのデータを与えますよと。だけど、その仕事が終わったらどうしますかと。いや、それを廃棄しますとか、お返ししますとか、いろいろあるわけです。

ですから、この場合のあれも、準備担当のグループが扱われたデータはどうされるんですか。廃棄でも私は構わないわけで、廃棄なら廃棄、どこどこに引き継ぐと、そういうことをきちっと考えて、個人情報の管理という意味ですよ、そういう意味で考えていただきたいし、そこははっきりしていただきたいということを申し上げます。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事 こちらの方の説明不足、また、準備不足でございました。その辺はきちっと次に引き継いで、部署にして管理をするということで、今後、準備させていただきたいと思います。

○寄本会長 それでいいですかね。

ほかにございますか。

[「なし」の声あり]

○寄本会長 じゃあそれは承認ということで。

次に、資料7に参ります。後期高齢者医療制度における、葬祭費支給のための電算処理システムの導入についてと、資料8、後期高齢者医療制度における、被保険者に対する入院時負担軽減支援金支給のための電算処理システムの導入について、説明を一括して受けます。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事 担当副参事でございます。

資料7でございます。葬祭費の支給のためのシステム導入でございます。16条による諮問でございます。

2ページの方に事業の概要を載せてございます。

担当課といたしましては準備担当でございますが、4月以降、医療保険年金課の方に引き継いでまいりたいと思うところでございます。

目的といたしましては、葬祭費の支給につきまして、適正かつ効率的に行うものでございまして、対象者につきましては、新制度の被保険者の葬儀を行った者に対して支給をするものでございます。

事業内容につきましては、亡くなられた方に葬祭費が該当するわけですが、この後期高齢者医療制度におきましては、当初、広域連合で給付として実施をする方向もございましたが、この保険料にその経費が加わってしまうですとか、また、他の自治体の給付の状況が違う、そういったこともございまして、各区の判断になったわけでございます。

新宿区といたしましても、75歳以上の高齢者の方にとりましては、今までの国民健康保険と同様に葬祭費が支給できるように、そういった方向で検討を今、進めているところでございます。それに伴いまして、その電算処理システムの導入が必要であるというものでございます。

3ページにその内容が書いてございます。

まず、個人の範囲といたしましては、被保険者の葬儀を行ったものになります。

記録項目については記載のとおりでございます。

記録するコンピュータにつきましては、後期高齢者医療システムのサーバとなっております。

理由といたしましては、誤った支給や重複支給等、また、処理時間の短縮、そういったことを含めて区民サービスの向上のもとにシステムを活用し、正確、また迅速な事務処理を行っていくものというものでございます。

開発の内容につきましては、葬祭費の受付等の機能を有するパッケージの組み込みをするというものでございます。

したがって、個人情報保護対策としては、テストするときにダミーデータをすることによって、購入すれば区の使用になりますので、そういうことで区としての対策をとってまいります。

開発につきましては20年4月になってございます。

引き続き、資料8に参ります。

同じ開発ということで、もう一つ、入院時の負担軽減支援金支給のための導入になってございます。16条による諮問でございます。

2ページに事業の概要がございます。

入院時の負担軽減の支援金の支給ということでございまして、今回、4月から後期高齢者医療制度の発足に当たりまして、保険料負担、入院時の負担、そういったことを勘案いたしまして、支援策として実施を予定しているところでございます。病院等に一定期間入院をした場合に、その給付金として支給をする方向で今、検討をしているところでございます。

3ページにシステムの導入内容を記載させていただいております。

個人の範囲といたしましては、被保険者のうち、一定以上入院をしているか、入院をした方。

それから、記録項目は以上のとおりでございまして、記録コンピュータは医療システムでございます。

こちら、新規開発の理由としては葬祭費と同様でございます。

内容につきましてもパッケージの購入ということで同様になってございます。

個人情報保護対策についても同様でございまして、時期については4月からということでございます。

説明については以上でございます。

○寄本会長 ありがとうございます。

資料7の方から、どうぞ、ご質問ございましたら。

〔「なし」の声あり〕

○寄本会長 資料7は承認ということよろしいでしょうか。

それでは、資料8はいかがでしょう。

〔「なし」の声あり〕

○寄本会長 ありがとうございます。

それでは、了承をお願いします。

それでは、次に参ります。資料9ですね。後期高齢者医療制度における、制度概要チラシ

シ等の封入封緘委託についての説明を受けます。

説明者は説明をお願いします。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事 副参事でございます。

それでは、新制度の概要チラシ等の封入封緘の委託でございます。14条に基づく報告になってございます。

2ページに事業の概要を載せさせていただいております。

目的としては事業の概要等を周知するためでございます、対象者は被保険者の方になってございます。

今まで、制度の概要につきまして、広報やホームページ等、また、チラシを活用して周知をしていたところでございますが、今回、対象者全員の方に制度の概要などを送付をして周知をした方がいいだろうということとして行うものでございます。

今後も、後期高齢者医療制度の円滑な運営等、随時、こういったチラシ等を作成して周知をしていきたいということで、このチラシを作成し、これを封入封緘委託をするということでご報告の内容となっております。

3ページの方に封入封緘委託について記載させていただいております。

委託先についてはまだ契約を行っていませんので未定でございます。

情報項目につきましては、該当者の住所、氏名のみでございます。

委託理由としては周知に活用するものでございます。

内容としては、チラシを発送するために、対象者の住所、氏名を個別に印刷をして、送付状、また送付リスト、封筒、事業案内等、受託者に一時的に渡しまして、これを封緘の委託をするものでございます。一時的に、この受託者には住所と氏名が渡るものでございます。

委託の開始時期につきましては20年2月以降を考えております。

情報の保護対策としては、渡した送付状及びリストについては全件を回収する。それから、個人情報の特記事項を加える。それから、受託事業者に対しては最小限の作業員で行う。その他、情報保護対策を徹底させる。そういったものでございます。

特記事項がついてございますが、こちらを遵守させるというものでございます。

説明については以上でございます。

○寄本会長 ありがとうございます。

どうぞ、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○寄本会長 よろしいですか。それではこれは了承ということで。

次に、資料10です。「道路位置指定等の電子化業務委託について」と、資料11でございまして、「建築基準法施行規則に改正に伴う指定道路図・指定道路調書作成委託について」、ご説明をお願いいたします。

○建築調整課長 建築調整課長の高橋と申します。よろしく願いいたします。

最初に、資料10の方の道路位置指定図等の電子化業務委託についてご説明をさせていただきます。14条第1項の報告ということでございます。

建築基準法に基づく道路調査という2ページの事業の概要でございますけれども、目的ということでは、建築基準法にはいろいろな道路の種類がございまして、今回はその中の位

位置指定道路ということで、建築基準法42条第1項第5号の規定に基づきまして、土地を建築物の敷地として利用するために、申請に基づいてその道路の位置を指定するというものがございます。

3ページでございます。3ページは、位置指定道路申請図というものを電子化に業務委託するというものがございます。どういうものかといいますと、4ページの後、ページ数がございませぬけども、委託仕様書の中で、現在、位置指定道路申請図の原本、マイクロフィルムと紙ベースで、申請に基づいた資料について当課が保管してございます。マイクロフィルムにつきましては、No.1が大正15年9月、これが1号でございます。それから、約2,544枚、平成8年2月までの申請分でマイクロフィルム化しているというものでございます。それから、紙ベースでは、その平成8年度から現在まで、143枚指定をされてございますので、そういうものを保管しているということでございます。これを電子化に委託しまして、マイクロフィルムを、昔はリーダープリンターというもので見ていたんですけども、その機械も区役所内からなくなりました。それで、業務の関係でそれを見るということについては、委託をして紙ベースにさせていただいて見るということなんですけども、コンピュータの時代でございますので、それをスキャニングしてDVDに保管するというものがございます。それとあわせて、紙ベースのものについてもスキャニングをして保管をしていくということです。保管の意味合い、永久保存していくという意味合いの中で、今回、電子化を委託するというものがございます。よろしくご審議のほどをお願いします。

それで、資料がその後についてございまして、ちょっと見にくいかもしれませんが、大きな敷地がございまして、その中の敷地を分割して道路を通して、こういったときに、土地建物に権利がある方について、それぞれの地権者、建物所有者等の、その承諾をした中で申請をしていただき、それを区が受けて告示をするというものでございます。そのときに、右側でございますけども、土地所有者等の住所、氏名、印鑑というものがございまして、こういうものを閲覧しているということです。実際、閲覧するときには、印影を消した中で閲覧をしているというような現状でございます。

以上でございます。

○寄本会長　　ありがとうございます。

それでは、資料10について質問等ございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○寄本会長　　よろしいですか。それでは承認ということにいたします。

それでは、資料11について。

○建築調整課長　　資料11についてご報告させていただきます。

建築基準法施行規則の改正に伴う指定道路図・指定道路調書作成委託についてということで、11条2項5号、14条1項ということの報告でございます。

2ページ目が事業の概要でございます。建築基準法の一部の改正の法律が、1昨年の6月20日に改正されました。その中で、建築基準法の施行規則が改正されまして、22年4月1日施行ということで、2年先送りになってございますけども、建築基準法上、指定した道路について、指定道路図、指定道路調書を整備・閲覧することが義務づけられたわけでございます。

この指定道路図というのは何かということでございますけども、お手元の資料の中の22ページ、色をつけてございますけども、この凡例の中で、1号道路、2号道路、3号道路、4号道路等、10項目あるわけですが、これが建築基準法で指定された道路でございます。42条1項1号、42条1項2号というような種類の道路です。その中で、4メートル以上の道路法に基づく道路。これは、国道とか都道とか区道。それから、4メートル未満の道路と位置指定された道路、これを路線ごとに、道路の種別、色分けをして表示するというものでございます。

それから、道路の指定道路調書というものについては、建築基準法の道路にも種類がございます。42条1項4号、都市計画道路、都市計画法、大きな幹線街路を道路整備しようといったときに、大きな道路を先に位置指定をして道路を築造していくというものでございます。

それから、42条1項5号。これは先ほどご説明させていただいた指定道路です。

それから、42条2項道路。これが4メートル未満の道路で、中心から2メートルずつ後退していかなければいけないというような道路でございます。

そういう道路について、特定行政庁はそれを指定するという事の中で、路線ごとに道路の位置、幅員、延長等を明示した台帳をつくるというものでございます。その台帳が32ページと33ページに書かれていますけども、こういうものを全国一律のルールに基づいて、国が定めた様式に基づいて作成しなければいけないというものです。その中に、先ほども申し上げましたけど、42条1項5号、位置指定図については、氏名、住所、印鑑ということがございますけども、今回も、この指定道路調査の中の真中辺でございますけども、申請者の氏名ということが書いてございます。ここに位置指定して申請をされた方の名前を記入しなければならないということのフォーマットが国から提示され、それを来年度から3カ年をかけまして区の計画事業として整備を図っていくというものでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○寄本会長　ありがとうございます。

では、質疑はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

それでは承認ということで。

○寄本会長　それでは、資料12に参ります。「新宿子どもほっとラインの運營業務委託について」でございます。

それでは、説明者の方、よろしくお願いたします。

○有馬委員　きょうはどこまでやられる予定ですか。

○寄本会長　そうですね、私は資料12までですか、今日は。

○事務局　できましたら13まで。

○寄本会長　13までだそうですから、よろしいですか。

○教育指導課長　教育指導課長でございます。よろしくお願いたします。

件名は、新宿区子どもほっとラインの運營業務委託についてでございます。

事業の概要をごらんいただきたいと思っております。

対象者といたしましては、区内の小・中、特別支援学校の児童・生徒及び保護者、教員、

学校関係者でございます。また、その他、いじめの被害者、加害者、目撃者全般となっております。

事業内容としては、いじめの被害者、加害者、目撃者等からの相談を受け、相談者から提供された情報をもとに、当該学校と連絡調整を行い、対応を図るというものでございます。

次のページをごらんいただきたいんですが、もう少しわかりやすくご説明申し上げますと、実は、平成18年11月ごろ、いわゆるいじめをもととして自殺予告が相次いだとき、当区におきましても、従来の教育相談室での教育相談と加えまして、「子どもほっとライン」という形でいじめ専用電話を開始したところでございます。当初は9時から夜の8時までということで、6名の人をローテーションで相談に当たってもらおうと、そのようなことで対応しておりまして、昨年12月からは、時間は12時から夜の10時までと、そんな形で対応をしていたところでございます。

中ほどの委託の理由のところ、下から2段のところでございますけれども、平成20年度からは、土日、祝日も相談の対応をしてもらうということを考えております。つきましては、実は、今までこの「ほっとライン」が、この建物の4階の、私ども、教育指導課のところにブースを置きまして、そして、そこで相談員を置いて対応させていただいたわけでございますけれども、今後は委託という形で、土日、祝日も含めまして、毎日、対応をさせたいということを考えてございます。

保有している情報保護等については今までと変わりのないところでございます。

場所が、今まで、この本庁の中で対応していたものが、委託先、具体的には、新宿区中井になろうと思っておりますけれども。そして、相談に対応する者につきましては、このNPO法人「家族カウンセリングセンター」となっておりますけれども、これは、今まで、今現在、対応しているものと変わらないところでございます。

以上でございます。

○寄本会長　ありがとうございます。

何か、ご質問、ございましたら。

○あざみ委員　今回、カウンセリングセンターからカウンセラー経験者ということで、派遣というんですか、出していただいて、それらの方を臨時職員として雇用していた、その形態を変えるということだと思えるんですね。実際にカウンセリングをしていただく方は同じ人になるのかもしれませんが。

変える理由というのが、受付時間をふやすためということでしょうか。

土日をやるに当たって、なぜ委託にしなければいけないのか。その理由のところがよくわからないんですね。

○教育指導課長　今、おっしゃられたとおりでありまして、とにかく、土日、祝日も含めて延長するということ、そして、延長するに当たりましては、今、申しあげましたとおり、ここの役所の建物の中に来させて、そして、業務に当たらせるということが不可能でございます。つきましては、いわゆる他の場所において業務に当たらせるということになりますので、そのような契約ということになりますと、非常勤職員として雇い入れてそこで勤めさせるという形にはなりませんので、そういう形では、形としては業務委託という形になるということでございます。

○あざみ委員 不可能というふうにおっしゃったんですけども、要するに臨時職員だけ来させて、正規の指導課の職員がいない状況の中で業務をさせるわけにはいかないという意味だと思うんですけども、正規職員を土日も配置をして新宿区と同じような相談電話を受け付けている、目黒区ではやっているんですね。新聞報道なんかでもありましたけれども、それは土曜日に正規職員をうまく1週間の勤務状況を変更して配置をさせるという方法があるわけです。ですから、不可能という言葉が私は当たらないのではないかとこのように思うんですね。そういった点ではいかがですか。

○教育指導課長 おっしゃるとおりでございますけれども、今現在の教育指導課のスタッフの中で回すということは、代休もとれないような状態ですので、対応は厳しいだろうと。そうすると、もっと増員ということになる可能性もございます。

もう一つは、同じように教育相談室、コズミックセンターでございますけれども、そこでも同じように、場所としては本庁とは違うところでやっている相談などもございますけれども、場所が離れるということによるデメリットは特にはないということもございまして、あえて正規職員を1名つけて、ここで当たらなければならないということはないだろうと。

また、これは金額的なものはお話しするべきでないかもしれませんが、現在の金額よりもかえって、日数はふえますんですが、今、予定している金額としては下がったこともございます。

○あざみ委員 時間がない中で質疑ができないんですけども、要するに、私が何を言いたいかというと、サービスを向上させる、受付を土日もやるというのは非常にいいことですし、それはぜひやっていただきたいということで私も前から言ったことはあるんですけども、その事業を拡大するために、教育委員会だけではなくて、要するに民間委託ということが、どうも内部でやり切れないから外に出すという方向が非常に強くなっている、そのこと自体がどうなのかというふうに思うんですね。やはり、区民が必要というふうにあって、需要があることについて、区の中でやるということが区役所としての本当に仕事ではないかというふうに思うわけです。

それで、外に出すことのデメリットがないというふうにおっしゃいましたけれども、外に出すことによって電話はどうなるんですか。

○教育指導課長 外に出す関係で、全くないかといいますと、強いて一つだけ申し上げるならば、電話番号が今使われている電話番号と変わるということになります。しかしながらその他の面では、実際には相対している者は同じです。相談業務というものは、私どもが今現在でもやり切れるものではないです。やはり専門のカウンセラーに、今現在もお願いしているという状態であります。ですから、実態として変わるのは、この本庁の中でさせるか、違う場所でさせるかという違いとだけいただければよろしいんじゃないかと思えます。

○あざみ委員 電話番号が変わるというのは私は大きなデメリットだと思うんですね。1年ちょっとやってきて、子どもたちにも相当、シールだとか、いろんなものを配って、親にも浸透していますよね。うちの子どもも、何かあるときってランドセルに張っていますよ、あのシールをね。そういうことを全部またやり直すということでむだが出るんじゃないかと私は思いますし。

それから、本庁でやっていた電話の相談。電話を受けて、その後、その場にいる指導課の主事の方たちと、直接、すぐにご相談ができたという体制だったと思うんですけども、それが場所が変わることによって電話連絡なりメール連絡なりという、そのワンクッションを置くような形になるというふうに思うんですね。その点でのスピーディーな対応がどうなのかという点もあるわけですけども。

私は、土日をやることについては本当にいいことですし、それから、そのカウンセリングセンター、家族カウンセリングセンターの実績が、いろいろやっていただいて、落合のセンターなどでも相談活動をやっているということでは、新宿区にとって非常にパートナーとしてはすばらしい団体ではないかと思えますけれども、正規職員をつけられないで外に丸投げするというそういう方向については、やはり危惧するところがあるというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

○寄本会長　ありがとうございました。

どうぞ。

○山口副会長　似たような、関連していると思うんですけど、今持っている情報をNPO法人に提供するという、ここで承認すればそれはそれでオーケーなんですけど、問題は、今後、NPO法人がみずから取得する個人情報の管理というのがここで説明がないんですけど、それが問題じゃないんですか。どういうふうになるのか。区の委託ですから、一応、区の事業、区の責任の範囲のことだと思うんですね。それをNPO法人が適当にやって、個人情報はどうなっているかわからないということで区の責任は大丈夫かということなんですか。

○教育指導課長　一番後ろに、様式、相談票を載せてございますけれども、これを、私どもの方に手渡すという形をとってございます。同じような形をこれからもとっていこうと思っています。基本的には当課としては変わりませんので、そうした、まさにその専用電話、いじめの専用電話にかかってきた内容についてはすべてそういう対応ですので、今までとは何ら変わるものではないと。

○山口副会長　そこが、例えば、ここの本庁舎の中にある場合と、外にある場合と、可分的に独立だと思えますので、そういうことの、ほかにも、ちょっと私、ほかのいろんな事業所があって、区でこういうふうにそれぞれの事業所で相談を受けたりしている、個人情報がどうなっているのか、今、ちょっとすべて思い出せないんですけど、そういうことと同じように、これ、管理する体制をつくっていただかないと、今言っているだけの問題じゃない。むしろ今から、2年間ですか、とりあえず、1年間ですか、に集めてくる新しい情報はどうするのっていうのが、これではちょっと説明になっていない。

○教育指導課長　一番右下のところでございますけれども、まさに施錠ができるキャビネットに保管すること、これが大前提でございます。そしてまた、社団法人日本産業カウンセラー協会が務める産業カウンセラー倫理綱領に準拠して、それについてはもちろん十分情報保護に努めるということが大前提でございます。そしてまた、一定の期間をもって、その情報についてはすべてこちらに、私どもの方に受け渡しを行うということを考えてございます。それはどのぐらいの頻度でどのぐらい重い情報なのかということだと思いますが、基本的には1年間は保管、ただし、重篤なものについてはもっと頻繁な受け渡しをしようと思っております。

○寄本会長　　どうぞ。

○山口副会長　　まず、だれが責任を持つんですか、これ。そのNPO法人が集めた情報。そこが重要。

○教育指導課長　　この「ほっとライン」につきましては、教育委員会、そしてまた、具体的には私ども教育指導課の方で主たる業務の一つと考えております。ですので、私どもの方に結局は情報が参ります。私どもの方で管理いたします。

○山口副会長　　そうすると、ちょっと、今、これ、わからないからですけど、教育委員会ですか、教育指導課ですか、もう少しNPO法人を監督するような制度を、システムというか、制度というの、関係をはっきりさせないと、とにかくちょっと、本当にできるのっていうか、お任せになっているんじゃないのとか、何かそんな感じがする。

○教育指導課長　　実際に、今現在、月に10本程度でしょうか、ご相談があります。確かに、先ほど、他のあざみ委員がおっしゃっていましたように、来ましたらすぐ、隣にある教育指導課に来られて、そして、そのペーパーを渡してくれる。そして連絡があるという、そんな形での受け渡しをして、そして私どもが管理をするという形になってございます。確かに場所が変わりますので、間髪を入れずということは確かにできなくなります。その、月10本というのはどのぐらいで来るのかにもまたよるんですが、あるいはもっと多くなるということもあるかもしれません。多くなったとなると、例えば週1でそういう受け渡しをする、ペーパーとしてですね。また、あるいは、急を要する場合には、もちろん、電話等々ですぐに情報としては手に入れるわけですけども。しかし、いずれにいたしましても、その情報というものをずっとカウンセラーが握っているということはない。基本的には私どもの方で集約して管轄するというのが、やはり大前提であると考えております。

○山口副会長　　大前提じゃなくて、そのルールはどうなるんですかと聞いてるんですけど。内容ではなくって、その情報が管理されているかどうかの問題なので、内容がいいかどうかじゃなくて、その情報をきちんと漏れないように、ほかの目に触れないように、要らなくなったら消すように、そういう管理がきちっとできるのか、だれがするのか、教育指導課が今みたいに、今、横にいるからできるというのはわかります。何となく、見ていないでも見えるものがあるでしょうからいいんですけど、場所が変わるということが先ほどから問題になっているわけですよ。そういう状態で管理ができるんですかと。そういうことが、管理ができるならできるんでいいんですよ。そのできるようにきちっと、ルールづくりがされていますということ。

○教育指導課長　　その辺につきましては一番大切なところだと思っております。もちろん、この1年数カ月のキャリアを私どもとしても確認して、信頼できるだろうということを見越しながらこれから委託をしたいと思っているところでございますけれども、あわせまして、今、おっしゃられました、必ずそのような管理ができるというふうに、仕様書の中にもきちんとそれをうたい込みたいと思います。

○山口副会長　　4月までにルールを作ってもう一度持ってきてください。今日はとりあえず承認することにしたとしても、きちんと報告してもらわなければなりません。

○鍋島委員　　相談者から提供された情報を基に学校と連絡調整を行いと委託内容に書いてありますが、これは事業者がやるということですか。

○教育指導課長 学校との連絡調整は、今もそうですが、これは教育指導課の指導主事がやります。ここに書かれていることはちょっと違っていますので訂正します。

○寄本会長 それも訂正して次回に。

○有馬委員 これ、どうするんですか。だから最初に今日はどこまでやるんですかと言ったんです。次のときにちゃんとやった方が良くと思いますよ。

○寄本会長 わかりました。では、この件は次回に継続ということで。

○区政情報課長 次回の審議会は、1月30日の水曜日の午後2時からを予定しております。場所については、本日と同じ第2委員会室でございます。審議案件については、第7回の次第のとおりでございます。よろしく申し上げます。